

新型コロナウイルス感染症対策に係る社会福祉施設等への対応

I 社会福祉施設等への支援

1 社会福祉施設における感染拡大防止のための支援

(1) 多床室の個室化

- ・介護施設や障害者支援施設等において感染が疑われる者が発生した場合に備え、多床室を分離するための壁の設置等、個室化に要する経費を支援

(2) 簡易陰圧装置の整備

- ・介護施設や障害者支援施設等において感染が疑われる者が発生した場合に備え、ウイルス漏出を防ぐための簡易陰圧装置の整備を支援

(3) 応援職員の派遣体制の構築

- ・感染症発生時等の緊急時において、関係団体等と連携し、職員等の人材が不足する介護施設や障害者支援施設等に対して、応援職員の派遣が可能となる協力体制を構築

(4) 衛生環境の改善

- ・認定こども園におけるトイレの乾式化や、感染症対策のための間仕切りの設置等、衛生環境の改善に要する費用の一部を補助

(5) かかりまし費用の助成

- ・介護施設や障害者支援施設等において、感染症対策のために発生したかかり増し費用を助成

(6) スクリーニング検査の実施

- ・高齢者施設及び障害者施設等に勤務する職員を対象に実施
2021年3月8日～31日 [月1回] 入所系施設
2021年5月12日～6月30日 [週1回] 入所系施設
2021年7月12日～8月31日 [2週間に1回] 入所系、通所系施設

(7) 事業再開に係る支援

- ・保育所等における感染症発生時の事業再開に必要な消毒費用の一部を補助

(8) 衛生用品の購入に係る支援

- ・新型コロナウイルス感染症対策の徹底を図りながら、安心・安全に子ども食堂を開催するために必要となる衛生用品等の購入費用を支援（補助上限額10万円）

2 高齢者施設等への医療体制緊急確保チームの派遣

保健所等を通じて依頼のあった高齢者施設等に対し、DMAT 隊員の資格を持つ医師等により構成された医療体制緊急確保チームを派遣し、発生状況の整理、ゾーニング、職員の感染防止対策等の指導・助言を実施

3 クラスタ発生施設等への看護師派遣

県内の医療機関や福祉施設においてクラスターが発生し、通常の運営体制の維持が困難になった場合に、公益社団法人愛知県看護協会の協力の下、看護師等を派遣し、初動の支援を行う

4 児童養護施設等への看護師派遣

一時保護所で濃厚接触者となった児童を受け入れた場合や児童養護施設等に入所している児童が濃厚接触者となった場合に、当該児童の健康観察や当該施設の感染症対策に対する助言・指導を行う看護師を派遣

5 新型コロナウイルス感染症患者の子どもの保護

新型コロナウイルス感染症に保護者が感染し、入院等により子どもの養育が困難な家庭については、保護者が退院等するまでの間、児童相談センターが一時保護所において子どもを保護

6 相談窓口の開設や県民への情報提供

・メンタルヘルス相談

電話相談（一般県民・医療従事者・福祉施設等職員向け）《愛知県精神保健福祉センター》
SNS（LINE、Twitter、Facebook）相談（一般県民向け）

・児童福祉施設及び障害福祉サービス施設・事業所等のための新型コロナウイルス感染防止対策相談窓口

《公益社団法人愛知県看護協会》

7 高齢者向けに居宅等で介護予防に役立つ情報発信

新型コロナウイルス感染症の影響により、居宅や施設内で過ごす時間が長くなっている高齢者の介護予防に役立てるため、介護予防に役立つ居宅や施設内で活用できる文化・芸術活動などを映像化し、オンライン配信等により情報を発信

8 遠隔手話サービスの実施

感染症の発生などにより手話通訳者等の派遣が困難な場合において、県が配備する通信用タブレット等を活用した遠隔による手話通訳サービスを提供

9 高齢者施設等の職員等や在宅の高齢者等に対するワクチン接種支援

高齢者施設及び障害者支援施設の利用者・従事者並びに在宅の高齢者及び障害者への新型コロナワクチン接種をさらに加速するため、巡回接種を行う医療機関を支援

II 県民生活への対策

1 休業・失業等による収入減少世帯への支援

(1) 生活福祉資金貸付制度

生活福祉資金貸付制度に特例を設け、新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業により、収入が減少した世帯に対して、生活費用を支援

- ① 緊急小口資金（一時的な資金が必要な方[主に休業された方]）20万円以内
- ② 総合支援資金（生活の立て直しが必要な方[主に失業された方等]）原則20万円×3月以内（日常生活の維持が困難な場合、最長9月以内での貸付が可）

貸付実績（2021年5月31日時点）	99,421件	258.8億円
--------------------	---------	---------

(2) 住居確保給付金

住居確保給付金の支給対象を拡大し、休業等に伴う収入減少により、離職や廃業と同程度の状況となり、住居を失った又は失うおそれのある方に対して、期間を定めて家賃相当額を支援

支給実績（2021年5月31日時点）	7,340件	1,365,704千円
--------------------	--------	-------------

(3) 生活福祉資金の特例貸付が終了した生活困窮世帯に対する給付金の支給

<支給対象>

総合支援資金の再貸付を終了した世帯、再貸付について不承認とされた世帯等（生活保護受給中の世帯は除く）

<支給要件>

ア 収入要件（月額）

①市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12と②生活保護の住宅扶助基準額の合計額を超えないこと

イ 資産要件

世帯の預貯金の合計額が上記収入要件の①の6月分または100万円を超えないこと

ウ 求職活動等要件

公共職業安定所に求職の申込をし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと等

<支給額（月額）>

単身世帯6万円、2人世帯8万円、3人以上世帯10万円（最大30万円）

<支給期間>

3か月（2021年7月1日申請受付開始）

(4) 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付金事業の拡充

新型コロナウイルス感染症の影響により、内定が取り消されるなど就業が出来ない又は就業継続が難しくなった児童養護施設退所者等に対し、就業するまでの求職期間等について家賃及び生活費を貸付

2 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の支給

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、ひとり親子育て世帯の生活を支援するため、特別給付金を支給

・支給額

児童1人あたり5万円

3 ひとり親世帯に対する住宅支援資金の貸付

新型コロナウイルス感染症の影響により生活が困難な中、自立に向けた就職活動に取り組むひとり親世帯に対し、入居している住宅家賃の実費を貸付（上限月4万円・1年限り）